

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分）485,951千円

参考：地方消費税交付金総額 866,422千円（内一般財源化分 380,471千円）

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,649,336千円

【内訳】

地方単独事業 3,211,293千円、国庫補助事業 1,096,675千円、
投資的経費 18,449千円、公債費 191,403千円、共済費負担金 131,516千円

【引当項目一覧】※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分（単位：千円）

費目	経費	財源内訳			一般財源の うち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	43,015	20		42,995		42,995	6,849
うち 社会保障施策に要する経費	43,015	20		42,995		42,995	6,849
医療	2,297,346	286,401	151,501	1,859,444		1,859,444	296,218
うち 社会保障施策に要する経費	2,297,346	286,401	151,501	1,859,444		1,859,444	296,218
介護・高齢者福祉	1,016,416	1,900	37,210	977,306		977,306	155,689
うち 社会保障施策に要する経費	1,016,416	1,900	37,210	977,306		977,306	155,689
こども・子育て	342,537	59,240	34,449	248,848	152,720	96,128	15,314
うち 社会保障施策に要する経費	342,537	59,240	34,449	248,848	152,720	96,128	15,314
障がい者福祉	29,872	8,338	500	21,034		21,034	3,351
うち 社会保障施策に要する経費	29,872	8,338	500	21,034		21,034	3,351
就労促進				0		0	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	195,652	133,960	26	61,666	8,118	53,548	8,530
うち 社会保障施策に要する経費	195,652	133,960	26	61,666	8,118	53,548	8,530
合 計	3,924,838	489,859	223,686	3,211,293	160,838	3,050,455	485,951
うち 社会保障施策に要する経費	3,924,838	489,859	223,686	3,211,293	160,838	3,050,455	485,951

※本表は令和7年度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。